（関係行政機関への通報事項）

第三条　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下この条において「法」という。）第十二条において読み替えて準用する法第九条の規定により海上保安部長等が通報する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　死亡の日時及び場所（不明のときは、推定の日時及び場所）

二　海上保安官又は海上保安官補が死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた日時

三　法第十二条において読み替えて準用する法第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による措置の結果明らかになった死因

四　通報する必要があると認めた理由

五　その他参考となるべき事項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（海上保安庁組織規則の一部改正）

2　海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一号を加える。

五　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること。

第六十一条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること。

第八十一条の二第一項に次の一号を加える。

五　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関すること。

別表第十五海上保安監部及び海上保安部の項第一号、海上保安航空基地の項及び海上保安署の項第一号中「第十八号までに掲げる事務」の下に「、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関する事務」を加え、同表航空基地の項中「第十八号に掲げる事務」の下に「、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき海上保安庁に属させられた事務に関する事務」を加える。

（管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する省令の一部改正）

3　管区海上保安本部の所掌事務の特例に関する省令（昭和三十六年運輸省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和二十三年法律第二十八号」の下に「。以下「法」という。」を加え、同項第一号中「海上保安庁法」を「法」に改め、「まで及び第二十九号（第二十三号から第二十五号」を削り、「までに掲げる事務」の下に「並びにこれらの事務」を加え、「整備計画及び」及び「に限る。）に掲げる事務」を削り、同項第二号中「海上保安庁法」を「法」に改める。

第二条中「海上保安庁法」を「法」に、「第十九号まで、第二十六号、第二十九号（第一号から第十八号まで及び第二十六号に掲げる」を「第十八号まで及び第二十六号に掲げる事務、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）に基づき海上保安庁に属させられた事務に関する事務、これらの」に改め、「整備計画及び」を削り、「に限る。）」を「並びに法第五条第十九号」に改める。

告　示

○国家公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十二日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

第一号の表四十五号の項中「

八戸市から青森県上北郡下田町まで

」を

八戸市から青森県上北郡おいらせ町まで
青森県上北郡六戸町から同郡東北町まで

に改め、第二号の表県道青森東インター線の項の次に次のように加える。

県道八戸野辺地線	青森県上北郡おいらせ町から同郡六戸町まで

附　則

この告示は、平成二十五年三月二十四日から施行する。

○金融庁告示第十三号

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）の施行に伴い、銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁告示第三十一号）等の一部を次のように改正し、平成二十五年三月三十一日から適用する。

平成二十五年三月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三月二十七日」を削り、「、基本的項目」を「、普通株式等Ｔｉｅｒ1資本」に、「第十七条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう」を「第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額をいう。次項において同じ。）、その他Ｔｉｅｒ1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本の額をいう。次項において同じ。）及びＴｉｅｒ2資本の額をいう。次項において同じ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額及びＴｉｅｒ2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、Ｔｉｅｒ2資本の額は、普通株式等Ｔｉｅｒ1資本の額にその他Ｔｉｅｒ1資本の額を加えた額を超えない額とする。